国立大学法人東京農工大学年俸制適用職員に関する細則の一部改正

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正</th><th>改正理由</th></tr>
<tr>
<td>別表(第2条関係)
<table>
<tr><th>番号</th><th>教育研究組織</th><th>職等</th></tr>
<tr><td>3</td><td>国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程（以下「教員任期規程」という。）別表第9号から第13号までに定める施設</td><td>教員任期規程別表第9号から第13号までに定める職（無期労働契約に転換した後の職を含む。）</td></tr>
</table>
</td>
<td>別表(第2条関係)
<table>
<tr><th>番号</th><th>教育研究組織</th><th>職等</th></tr>
<tr><td>3</td><td>国立大学法人東京農工大学教育職員の任期に関する規程（以下「教員任期規程」という。）別表第9号から第13号までに定める施設</td><td>教員任期規程別表第9号から第13号までに定める職（任期の定めのない教育職員となった後の職を含む。）</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
</tr>
</table>

附　則(平成29年3月3日細則第22号)

この細則は、平成29年3月3日から施行する。